

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第 51 号
都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する
条例の一部を改正する条例案について 1
- (2) 議案第 53 号
三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について 3
- (3) 議案第 71 号
工事請負契約について 5
- (4) 議案第 72 号、第 73 号
工事請負契約の変更について 7

2 所管事項

- (1) 『平成 29 年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』
における事務事業等の見直しについて（関係分） 11
- (2) 開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の
運用等について改善を求める請願の処理状況について 13
- (3) 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果及び
平成 29 年度包括外部監査結果に対する対応方針 15
- (4) 県営住宅の連帯保証人に係る要件の緩和について 37
- (5) 三重県都市計画区域マスタープランの改定について 39
- (6) 平成 29 年度及び平成 30 年度の主な完成予定事業について 47
- (7) 審議会等の審議状況 49

平成 30 年 3 月 14 日
県 土 整 備 部

【議案 51 号】都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正内容

伊賀市内の上野、伊賀、青山及び阿山都市計画区域が伊賀都市計画区域として 1 つに統合され、上野都市計画区域の区域区分が廃止されることに伴い、新しい伊賀都市計画区域における都市計画法第 29 条の規定による許可が必要な開発行為の規模を、1,000 m²以上に統一します。このため、規定を整理するものです。

※「区域区分」とは、市街化区域と市街化調整区域とに区分することです。

※【変更前】伊賀市の都市計画区域（平成 30 年 4 月 1 日まで）

- ・ 上野都市計画区域（区域区分の適用あり
市街化区域については 1,000 m²以上開発許可必要）
- ・ 伊賀都市計画区域（区域区分の適用なし 3,000 m²以上開発許可必要）
- ・ 青山都市計画区域（区域区分の適用なし 1,000 m²以上開発許可必要）
- ・ 阿山都市計画区域（区域区分の適用なし 3,000 m²以上開発許可必要）

【変更後】伊賀市の都市計画区域（平成 30 年 4 月 2 日以降）

- ・ 伊賀都市計画区域（区域区分の適用なし 1,000 m²以上開発許可必要）

2 条例の施行期日

平成 30 年 4 月 2 日（伊賀都市計画区域として統合する公告日及び上野都市計画区域の区域区分を廃止する告示日と同日施行予定）

【参考】新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模）</p> <p>第五条</p> <p>令第十九条第一項ただし書の規定により条例で定める規模は、区域区分が定められていない都市計画区域のうち、亀山都市計画区域、明和都市計画区域、伊勢都市計画区域、名張都市計画区域及び青山都市計画区域においては、千平方メートルとする。</p>	<p>（令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模）</p> <p>第五条</p> <p>令第十九条第一項ただし書の規定により条例で定める規模は、区域区分が定められていない都市計画区域のうち、亀山都市計画区域、明和都市計画区域、伊勢都市計画区域、名張都市計画区域及び伊賀都市計画区域においては、千平方メートルとする。</p>

【議案第 53 号】三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

建築基準法が改正され、日影による高さの制限区域に、第一種、第二種低層住居専用地域と同じ規制が適用される区域として、田園住居地域が追加されました。これにより、規定を整備するものです。

2 改正内容

条例で指定する日影による中高層の建築物の高さの制限区域に、田園住居地域を加え、第一種、第二種低層住居専用地域と同じ規制を適用します。

3 条例の施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（法律と同日施行予定）

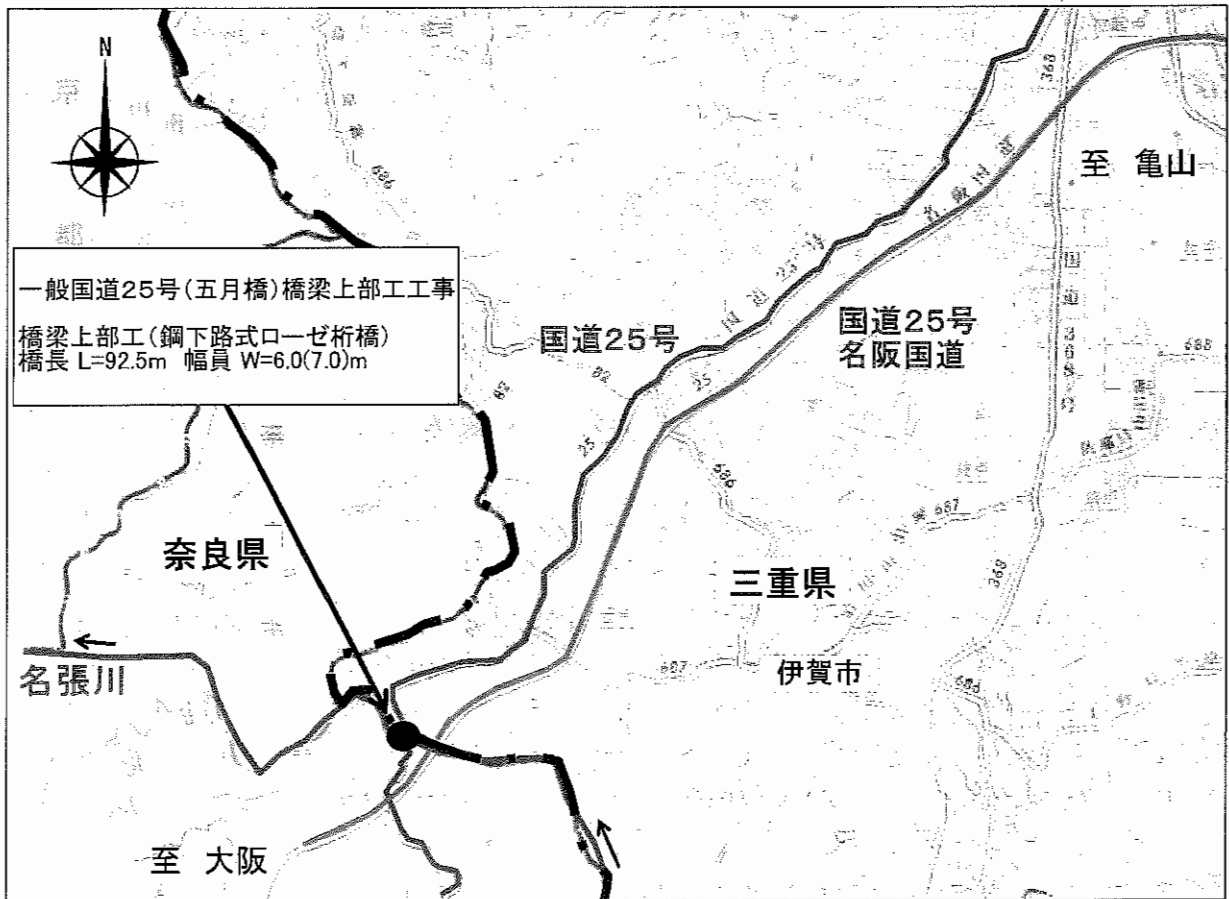
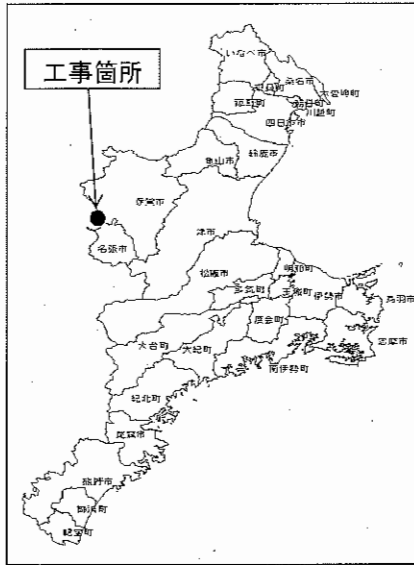
【参考】新旧対照表

現 行					改 正 案				
（日影による中高層の建築物の高さの制限区域等）					（日影による中高層の建築物の高さの制限区域等）				
第七条の二（略）					第七条の二（略）				
第一欄		第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第一欄		第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	全区域			(二)	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	全区域			(二)

議案番号 第71号 工事請負契約について				
工事名	一般国道25号(五月橋)橋梁上部工工事			
施工場所	伊賀市治田地内～奈良県山辺郡山添村遅瀬地内			
契約金額	748,440,000 円(消費税等含む)			
請負者	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号			
住所氏名	JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 杉本 洋			
契約工期	議決日から 690 日間			
工事内容	<p>橋長 L=92.5m 幅員 W=6.0(7.0)m</p> <p>橋梁上部工(鋼下路式ローゼ桁橋) N=1 橋</p> <p>工場製作工 W=530.7t</p> <p>鋼橋架設工(ケーブルエレクション架設) W=530.1t</p> <p>床版工 V=190m³</p> <p>橋梁付属物工 N=1 式</p>			
契約方法	一般競争入札(総合評価方式)			
入札状況	年月日	平成29年11月14日	評価値 1.73593 (最高値 1.73593 最低値 1.67848)	
	業者数	4	価 格	最低 747,673,200 円(消費税等含む)
				692,290,000 円(消費税等抜き)
	回数	1	予 定 価 格	最高 748,440,000 円(消費税等含む)
693,000,000 円(消費税等抜き)				
			805,172,400 円(消費税等含む)	
			745,530,000 円(消費税等抜き)	

【議案第71号】

位置図

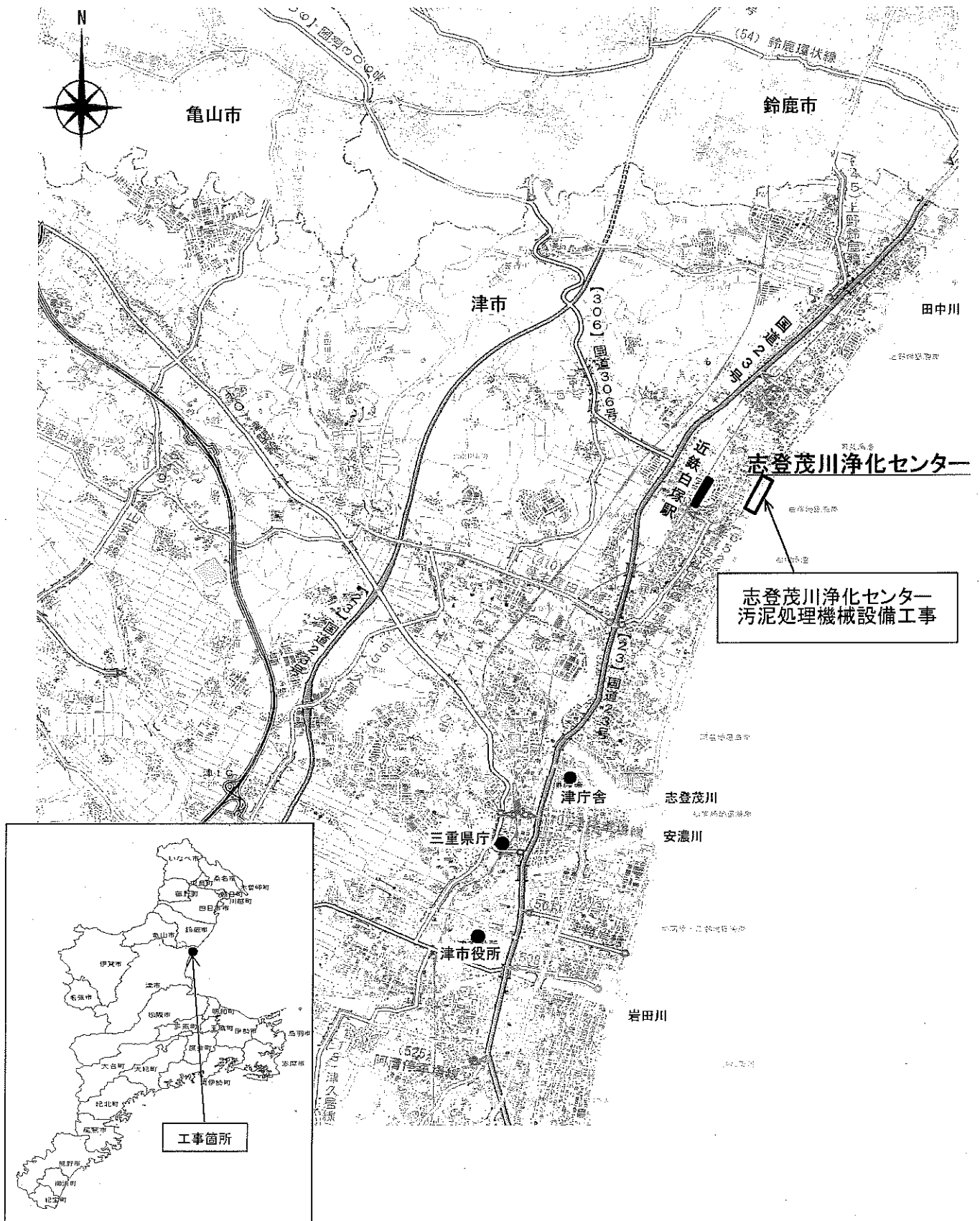


議案番号 第73号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

工 事 名	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥処理機械設備工事	
施 工 場 所	津市白塚町地内 ～ 河芸町影重地内	
契 約 金 額	変更前 602,964,000円（消費税等含む） 変更後 605,763,360円（消費税等含む）	
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 クボタ環境サービス株式会社中部支店 支店長 西野 雅也	
契 約 工 期	平成27年10月20日 ～ 平成30年7月31日	
工 事 内 容	汚泥処理機械設備新設 汚泥濃縮設備 1 式 汚泥脱水設備 1 式 汚泥脱臭設備 1 式	<u>変更理由</u> 契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき、増額を行うものである。
契 約 方 法	随意契約	

【議案第73号】

位置図



**『平成29年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における
事務事業等の見直しについて(関係分)**

1 集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

・「(1)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの(複数回の見直しを行う)

・「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○今回、平成29年6月に公表した集中取組期間における事務事業の見直し一覧について、新たに見直しの方向性を整理したものには、欄外に「○」を、見直し分類を変更したものには、「☆」を付けています。

(1)平成29年度から平成31年度における見直し
該当なし

(2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々 事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成30 年度 予算額	所管 部局名
○ 1	建設業参入 支援事業費	平成30年度	今後は建設業界が自ら実施することから、事業を 廃止する。	0	県土整 備部

(3)平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々 事業名	見直し (予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成30 年度 予算額	所管 部局名
☆ 1	建設業人材 定着事業費	平成31年度	建設企業による人材の育成・確保に必要な経費 が適正に入札予定価格に反映されるよう取り組む など、平成27年度から平成28年度にかけて企業自 らが人材育成を促進するための施策を実施してき た。しかし、その効果が現れるには3年(H28~H30) 程度必要と考えるため、平成30年度まで事業を継 続する。	6,187	県土整 備部

2 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○見直しにあたっては、次の基本的な考え方に基づいて方向性の検討を行いました。

- (1) 引き続き県が関与する必要性について、設置時の目的と時代のニーズが異なっていないか、未利用になっていないかなどの視点で検討し、必要性がないと判断した施設については廃止したうえで、売却や貸付、移譲、用途変更等に努めることとします。
 - (2) 引き続き県が関与する必要性がある施設においては、有効活用によって県民サービスが向上するか、空きスペースがないか、利用状況から見て施設の規模・機能が適切かなどの視点で検討し、さらなる有効活用が可能と判断した施設については、統合や集約化、売却、貸付、用途変更等に努めることとします。
 - (3) 管理運営方法の見直しについて、コストパフォーマンスが適当か、民間活力の導入による効率化が可能かなどの視点で検討し、指定管理の導入や委託化、PFIの導入、収支改善等に努めることとします。
- なお、見直し対象外の施設については、予算編成過程の中でコスト縮減や一層の収入確保に努めることとします。

No	施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
1	北勢中央公園 ＜指定管理＞	当該施設は、四日市市・いなべ市・菰野町にまたがる都市公園であり、平成5年から順次供用を開始している。 現在、整備途中であるが、利用状況からみて施設の規模や機能が現状で概ね足りていると考えられること、完成に向けては多額の事業費を投入する必要があることなどから、整備計画の見直し及び買収済み公園用地の利活用について、関係市町と協議を進める。	整備計画の見直し及び未利用地の利活用検討	県土整備部
2	熊野灘臨海公園 ＜指定管理＞	当該施設は、広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とした都市公園であり、昭和53年から順次供用を開始している。 施設の利用状況に変化がみられることなどから、利用者のニーズや地域の集客施設への影響なども勘案し、施設の維持修繕計画の見直しについて関係市町等と協議を進める。	用途変更（維持修繕計画の見直し）	県土整備部

採択された請願、陳情の処理状況

県土整備部

採択された 定例会の別	受理番号	件 名	処理の経過及び結果
平成28年 定例会 11月定例会 会議	請願 第30号	開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の運用等について改善を求めることについて	<p>開発事業者に対して、「土砂災害警戒区域等の指定の見込み」、「土砂災害警戒区域等の指定」及び「土砂災害危険箇所」に関する情報を、関係市とともに、積極的に提供するよう努めました。</p> <p>引き続き、土砂災害警戒区域等の指定見込み等に関する情報を積極的に提供していきます。</p>

平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果 及び平成 29 年度包括外部監査結果に対する対応方針

I 対応状況概要

平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応については、指摘・意見に沿って対応を実施しました。

また、平成 29 年度包括外部監査結果に対する対応については、指摘・意見に沿って、適切に対応していきます。

II 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果

1 平成 28 年度包括外部監査のテーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

2 県土整備部における監査対象施設

施設名	指定管理者
三重県流域下水道施設	公益財団法人三重県下水道公社
三重県営住宅（北勢ブロック）	鈴鹿亀山不動産事業協同組合
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）	伊賀南部不動産事業協同組合
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）	三重県南勢地区管理事業共同体
三重県営住宅（東紀州ブロック）	三重県南勢地区管理事業共同体
県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園
県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会グループ
県営都市公園 亀山サンシャインパーク	株式会社東産業
県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地
県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

3 県土整備部における監査報告数

施設名	指摘	意見	合計
三重県流域下水道施設	0	1	1
三重県営住宅	4	2	6
県営都市公園 北勢中央公園	4	3	7
県営都市公園 鈴鹿青少年の森	0	0	0
県営都市公園 亀山サンシャインパーク	0	0	0
県営都市公園 大仏山公園	0	0	0
県営都市公園 熊野灘臨海公園	5	1	6
合 計	13	7	20

※指摘：法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されるもの
意見：改善が望ましいものについて意見を述べるもの

4 指摘の概要及び対応結果

(1) 三重県営住宅

① 【北勢ブロック】契約手続について (21 ページ①)

【指摘の概要】 外見上、決裁権限者である理事長の決裁の前に契約書が締結されているような状況は適切とはいえず、今後の契約締結にあたって留意すべきである。

【対応結果】 (鈴鹿亀山不動産事業協同組合)
契約手続を適切に行うよう各職員に周知徹底しました。

② 【中勢伊賀ブロック】収支差額について (21 ページ②)

【指摘の概要】 年度協定書によると、指定管理料の精算を行った結果、残余金が生じた場合、指定管理料より減額するとされているが、現状では指定管理者に帰属するものとして処理している。指定管理料の収支差額を指定管理者に帰属させることについて何ら異論はない。しかしそうであれば年度協定書の規程の内容と実際の処理が対応しておらず、内容を整理すべきである。

【対応結果】 (県土整備部)
実際の処理と合致するよう年度協定書の規程の内容を変更しました。

③ 【中勢伊賀・南勢ブロック】相見積もりの実施について (22 ページ③)

【指摘の概要】 250 万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めているが相見積もりを取っていない工事が存在した。必ず入手するよう改善されたい。

【対応結果】 (伊賀南部不動産事業協同組合・三重県南勢地区管理事業共同体)
内規どおり3者以上から見積書を徴取するよう各職員に周知徹底しました。

④ 【南勢・東紀州ブロック】予算流用について (22 ページ④)

【指摘の概要】 人件費から一般管理費等への流用については県と協議が整った場合に可能とされているが、協議の結果について文書化されていない。所定の手続を遵守したことを明らかにするため文書化を行うべきである。

【対応結果】 (三重県南勢地区管理事業共同体・県土整備部)
協議の結果を文書化しました。

(2) 県営都市公園 北勢中央公園

① 規程の整備について (23 ページ①)

【指摘の概要】 現在契約の方法について明確な規定が存在しない。指定管理者として業務を安定的に行うことが求められ、そのためには最低限の規程を整備すべきである。

【対応結果】 (株式会社名阪造園)
契約方法についての規程を作成しました。

② 再委託契約の手続について (23 ページ②)

【指摘の概要】 消防設備点検業務について、業務委託契約が書面で締結されておらず、必ず締結されたい。また、浄化槽保守点検業務において、業務の一部の水質検査を委託先以外の業者が実施していた。必ず委託先から申請が行われるようにされたい。さらに、広報業務について、委託先の都合により契約期間の途中までの役務提供しか受けておらず、支払額もそれに依じて減額しているが、こうした場合には、必ず書面で変更契約を締結すべきである。

【対応結果】 (株式会社名阪造園)

再委託にあたっては、書面により契約すること、委託先が再委託を行う場合は指定管理者に報告すること、変更がある場合は書面によることを徹底しました。

③ 防災訓練の実施について (23 ページ③)

【指摘の概要】 業務計画では防災訓練を実施することが計画されていたが、実施されていなかった。毎年定期的の実施するべきである。

【対応結果】 (株式会社名阪造園)

業務計画書に記載した避難・防災訓練を実施しました。

④ 郵便はがき及び販売代金の管理方法について (24 ページ④)

【指摘の概要】 はがきの在庫数及び販売代金の残高の裏付けとなる帳簿が存在しない。また、はがきの販売代金を継続的に管理しておらず、窓口で保管しているうえに一度も回収されていない。管理簿等を作成するとともに、販売代金の定期的な回収を徹底すべきである。

【対応結果】 (株式会社名阪造園)

管理簿を作成し、郵便はがきの残数及び現金残高を把握しました。

(3) 県営都市公園 熊野灘臨海公園

① 契約業務に係る規程・手続の整備について (25 ページ①)

【指摘の概要】 現在契約の方法について明確な規定が存在しない。指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められ、今後規程類の整備を行うとともに、契約ごとに必要な手続についても検討すべきである。

【対応結果】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)

契約方法についての規程を作成しました。

② 再委託契約の手続について (25 ページ②)

【指摘の概要】 現在再委託が実施されている委託業務と、再委託業務として県へ報告されている委託業務の対応関係について、業務の数及び内容の対応関係が不明瞭になっている。県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。また、同種の契約を統一することで業務の効率化を図ることができ、現

状よりも経済的に契約できる可能性もあるので改善するべきである。

【対応結果】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)

再委託にあたっては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載しました。樹木等管理保全業務の同種の契約については、集約して発注しました。

③ 契約関係の不備について (25 ページ③)

【指摘の概要】 自動販売機の設置について、業者と書面により契約が締結されていなかったことから、必ず締結されたい。

【対応結果】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)

書面による契約を締結しました。

④ 貸与品の管理について (25 ページ④)

【指摘の概要】 貸与品等一覧表には、該当する貸与品を特定できる管理番号を付す必要がある。また、定期的な実査を行う必要がある。

【対応結果】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)

貸与品等一覧表に管理番号を追記し、実査による突合を行いました。

(県土整備部)

年1回貸与品の実査を行っています。

⑤ 熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について (26 ページ⑤)

【指摘の概要】 訓練が危機管理マニュアルに定められたとおりに実施されていない。マニュアルを遵守し、訓練を行うことが必要である。

【対応結果】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)

危機管理マニュアルに記載した訓練を実施しました。

Ⅲ 平成 29 年度包括外部監査結果に対する対応方針

1 平成 29 年度包括外部監査のテーマ 道路事業に係る財務事務について

2 県土整備部における監査報告数

項目	指摘	意見	合計
I 道路整備方針及び道路事業計画	1	1	2
II 公共事業評価	1	16	17
III 入札から工事完了までの事務	0	4	4
IV 道路占用管理	1	0	1
V アセットマネジメント	3	11	14
VI 道路移管に伴う引継ぎ	0	1	1
合計	6	33	39

※指摘：適法性に反する違法行為、正当性に反する不当行為と考えられるもの

意見：不合理な事項若しくは不能率な事項で、改善することが組織及び運営の合理化に資すると考えられるもの

3 指摘の概要及び対応方針

(1) 道路整備方針及び道路事業計画

① 道路事業計画のチェックについて (27 ページ①)

【指摘の概要】 平成 29 年度道路事業計画の一部について、事業延長に平成 28 年度に見直した延長を用いず、誤って見直し前の延長としていた。今後は、前年度の道路事業計画との比較を行う等、チェックの強化が必要である。

【対応方針】 チェックを強化します。

(2) 公共事業評価

① 評価表のチェック体制について (28 ページ①)

【指摘の概要】 再評価書に記載されている交通事故減少便益が本来 0.02 億円のところ、0.001 億円となっていた。その原因として算定資料からの転記ミスと考えられる。今後同様のことが無いように、チェック体制を強化することが必要である。

【対応方針】 チェック体制を強化します。

(3) 道路占用管理

① 道路占用開始届の未入手について (33 ページ①)

【指摘の概要】 道路占用の許可を受けた者は、道路の占用を開始する日の前日までに「道路占用開始届」を県に提出しなければならないと規則で定められている。しかし、「道路占用開始届」が未提出になっていた案件が見られたため、規則に従った事務手続を運用する必要がある。

【対応方針】 規則に従った事務手続きを徹底します。

(4) アセットマネジメント

① 道路パトロールの対応顛末の記載について (33 ページ①)

【指摘の概要】 道路パトロール (日常点検) においては、パトロール結果をパトロール日誌に記載することとされているが、補修等の「処理年月日」欄については記載がされていなかった。修繕の委託業務報告等を見れば対応されたことは確認できるが、処理年月日を記載することで、漏れなく対応できたことを担保する必要がある。

【対応方針】 パトロール日誌の処理年月日欄に記載します。

② LCCシミュレーション等の見直しの必要性について (33 ページ②)

【指摘の概要】 平成20年に実施したLCCシミュレーションについて、実際の管理水準の達成状況と現実的な予算状況を踏まえたLCCシミュレーションを再試行する必要がある。また、その結果に応じて「三重県道路舗装維持管理基本計画」の改定の検討も必要と考えられる。

【対応方針】 LCCシミュレーションを再試行し「三重県道路舗装維持管理基本計画」を見直します。

③ 軌道その他主要な占用物件の概要の記載について (33 ページ③)

【指摘の概要】 道路台帳の記載事項について、「軌道その他主要な占用物件の概要」欄が全て空欄であった。占用物件は実際には多数存在するが、記載しきれないことから別途管理としているものである。しかし、記載欄があるにもかかわらず空欄にすることは、不存在を誤認させるものであり、該当する旨や、別途管理している旨など記載する必要がある。

【対応方針】 別途管理している旨を記載します。

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
(1) 三重県流域下水道施設		
【意見：1件】		
①指定管理者の選定について		
<p>三重県流域下水道施設の指定管理者の選定は、非公募によっている。下水道施設はライフラインであることから、長期的かつ安定的な施設運営を重視し、公益財団法人三重県下水道公社に施設運営を委ねるとする県の判断には、一定の合理性があると思われる。ただし、指定管理者として県が求める要件を満たす民間企業等の有無について継続的に情報を収集し、将来的な公募の可能性について、引き続き検討することが望ましい。</p>	<p>(県土整備部) 他都道府県の状況を調査したところ、全てを民間企業に委託している自治体はありませんでした。県の求める要件を満たす民間企業の有無については、今後も情報収集していきます。</p>	<p>県土整備部</p>
(2) 三重県営住宅		
【指摘：4件】		
①【北勢ブロック】契約手続について		
<p>豊田一色団地（R1-B工区）屋根防水他改修工事について、工事請負契約書の契約日より後に権限者による承認が行われたと考えられる状況であった。当該契約書の先方への引き渡しは実質的には理事長の決裁後であると推認できるものの、そうであれば理事長の決裁日より後の日付を契約日にするべきである。少なくとも外見上、決裁権限者である理事長の決裁の前に契約書が締結されているような状況は適切とはいえず、今後の契約締結にあたって留意するべきである。</p>	<p>(鈴鹿亀山不動産事業協同組合) 契約手続を適切に行うよう各職員に周知徹底しました。</p>	<p>鈴鹿亀山不動産事業協同組合 県土整備部</p>
②【中勢伊賀ブロック】収支差額について		
<p>中勢伊賀ブロックの収支報告書上、人件費、一般管理費及び事務費の合計に対して収入が上回っている。この場合、年度協定書第4条第2項によれば「指定管理料の精算を行った結果、残余金が生じた場合、当該額について指定管理料より減額するものとする」と規定されている。 しかし、現状では上記収支差額については指定管理者に帰属するものとして処理している。当該収支差額は、指定管理料の積算上の見積り差額に加え、指定管理者の経営努力によって計上されたものであると考えられるため、現状のとおり収支差額を指定管理者に帰属させることについて何ら異論はない。しかしそうであれば年度協定書の規程の内容と実際の処理が対応しておらず、県は内容を整理すべきである。</p>	<p>(県土整備部) 実際の処理と合致するよう年度協定書の規程の内容を変更しました。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>③【中勢伊賀・南勢ブロック】相見積もりの実施について</p> <p>250万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めているが相見積もりを取っていない工事が存在した。今後は必ず入手するよう改善されたい。</p>	<p>(伊賀南部不動産事業協同組合、三重県南勢地区管理事業共同体)</p> <p>内規どおり3者以上から見積書を徴取するよう各職員に周知徹底しました。</p>	<p>伊賀南部不動産事業協同組合</p> <p>三重県南勢地区管理事業共同体</p> <p>県土整備部</p>
<p>④【南勢・東紀州ブロック】予算流用について</p> <p>南勢・東紀州ブロックの指定管理者は中勢伊賀ブロックの指定管理者と実質同一の組織であり、前者の業務を実際には後者の人員が実施している。この結果として指定管理者の指定管理料の内訳において人件費の流用が発生している。ただし、県への指定管理業務実績報告書に添付される「指定管理料執行金額内訳表」には、人件費から一般管理費等への流用については県と協議が整った場合に可能とされる旨明記されているが、協議の結果について文書化がなされておらず、実際に協議が行われたか否かが判別できない。今後所定の手続を遵守したことを明らかにするため文書化を行うべきである。</p>	<p>(三重県南勢地区管理事業共同体、県土整備部)</p> <p>協議の結果を文書化しました。</p>	<p>三重県南勢地区管理事業共同体</p> <p>県土整備部</p>
<p>【意見：2件】</p>		
<p>①特定公共賃貸住宅について</p> <p>特定公共賃貸住宅として供用されている住戸は、一般公営住宅として供用されている住戸と比較して、入居率が著しく低い。施設の有効活用のため、一般公営住宅への転用を含め、入居率向上のための取組を実施することが望ましい。</p>	<p>(県土整備部)</p> <p>特定公共賃貸住宅を公営住宅に準ずる住宅に用途変更し、入居率の向上を図りました。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>②指定管理事業に係る間接費の取扱いについて</p> <p>中勢伊賀ブロック及び南勢ブロックの各指定管理事業に係る収支状況報告において、当該事業を間接的に管理する人員3名の人件費が含まれていない状況であった。収支状況報告に事業の実態をより適切に反映するため、当該人件費のような間接費についても合理的な基準に基づき按分することが望ましい。</p>	<p>(伊賀南部不動産事業協同組合、三重県南勢地区管理事業共同体)</p> <p>適切に按分のうえ、収支状況報告に含めました。</p>	<p>伊賀南部不動産事業協同組合</p> <p>三重県南勢地区管理事業共同体</p> <p>県土整備部</p>
<p>(3) 県営都市公園 北勢中央公園</p>		
<p>【指摘：4件】</p>		
<p>①規程の整備について</p>		
<p>現在契約の方法について明確な規定が存在しない。公共団体であれば例えば「売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする」といった定めがあるのが通常である。</p> <p>指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められ、そのためには、職員の異動などがあっても対応できるよう共通のルールが必要であり、最低限の規程を整備すべきである。</p>	<p>(株式会社名阪造園)</p> <p>契約方法についての規程を作成しました。</p>	<p>株式会社名阪造園</p> <p>県土整備部</p>
<p>②再委託契約の手続について</p>		
<p>消防設備点検業務については、前指定管理者が業務を委託していた業者に引き続き業務を委託していたが、業務委託契約が書面で締結されていなかった。契約の当事者として責任関係を明確にするため、必ず締結されたい。また浄化槽保守点検業務においては、業務の一部である水質検査を委託先以外の業者が実施していた。必ず、委託先から申請が行われるようにされたい。さらに広報業務について、委託先の都合により11月までの役務提供しか受けていなかった。支払額もそれに応じて減額しているが、こうした場合には、必ず書面で変更契約を締結すべきである。</p>	<p>(株式会社名阪造園)</p> <p>再委託にあたっては、書面により契約すること、委託先が再委託を行う場合は指定管理者に報告すること、変更がある場合は書面によることを徹底しました。</p>	<p>株式会社名阪造園</p> <p>県土整備部</p>
<p>③防災訓練の実施について</p>		
<p>指定管理者の平成27年度の業務計画では、防災訓練を実施することが計画されていたが、実際には実施されていなかった。スケジュールを定めて毎年定期的の実施するべきである。</p>	<p>(株式会社名阪造園)</p> <p>業務計画書に記載した避難・防災訓練を実施しました。</p>	<p>株式会社名阪造園</p> <p>県土整備部</p>

<p>④郵便はがき及び販売代金の管理方法について</p> <p>はがきの在庫数及び販売代金の残高の裏付けとなる帳簿が存在しない。また、はがきの販売代金についても指定管理者は継続的に管理をおこなっておらず、さらに窓口で保管しているうえに一度も回収されていない。今後、はがきの入在庫や販売代金の入出金を管理する管理簿等を作成して受払を継続的に管理し、あるべき数量や現金残高を把握するとともに、販売代金は定期的に回収することを徹底すべきである。</p>	<p>(株式会社名阪造園) 管理簿を作成し、郵便はがきの残数及び現金残高を把握しました。</p>	<p>株式会社名阪造園 県土整備部</p>
<p>【意見：3件】</p>		
<p>①収支差額の取扱いについて</p> <p>収支報告では収支差額がプラスになっているものの、指定管理者の収支状況報告において人件費として集計されているのは、現場管理事務所の業務に従事している職員分のみであり、指定管理者の本社で実施している事務に係る人件費は、指定管理業務に係る支出として計上されていない。県としては、現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。</p>	<p>(株式会社名阪造園) 本社で実施している公園事務に係る人件費を、収支状況報告に計上しました。</p> <p>(県土整備部) 収支差額の妥当性について、情報の蓄積に努めています。</p>	<p>株式会社名阪造園 県土整備部</p>
<p>②施設改修と利用料収入について</p> <p>平成26年度にテニスコート4面について、ハードコートから砂入り人工芝コートへ改修された。この結果、指定管理者の収入となるテニスコートの利用料金は増加している。この利用料金の増加については、次期の指定管理料の積算において考慮されることになるとはいえ、増加の状況によっては、管理対象の施設が増加した場合と同様となる可能性があり、指定管理期間の途中であっても、従前の指定管理料の水準が適切であるか検討することが望ましい。</p>	<p>(県土整備部) テニスコートの改修による利用料金の増加については、業務計画を見直し、利用者のサービス向上に充てました。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>③消耗品の実残数管理について</p> <p>資産の管理を適切に実施するため、特に必要性が高いと考えられるグラウンドの土・石灰、テニスコートの砂については管理簿を作成して受払を継続的に記録するとともに、適時に実地棚卸を実施することが望ましい。</p>	<p>(株式会社名阪造園) 管理簿を作成し、受払を継続的に記録し、適時棚卸を実施しています。</p>	<p>株式会社名阪造園 県土整備部</p>

(4) 県営都市公園 熊野灘臨海公園

【指摘：5件】

①契約業務に係る規程・手続の整備について

現在契約の方法について明確な規定が存在しない。公共団体であれば例えば「売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする」といった定めがあるのが通常である。

指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められるため、今後規程類の整備を行うとともに、契約ごとに必要な手続についても検討すべきである。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)
契約方法についての規程を作成しました。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

県土整備部

②再委託契約の手続について

現在再委託が実施されている委託業務と、再委託業務として県へ報告されている委託業務の対応関係について、業務の数及び内容が不明瞭になっている。県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。また、同種の契約を統一することで業務の効率化を図ることができ、また同一業者に対し複数の契約を行うよりも、1つに集約して大口の契約にした場合には、現状よりも経済的に契約できる可能性もあるので改善すべきである。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)
再委託にあたっては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載しました。
樹木等管理保全業務の同種の契約については、集約して発注しました。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

県土整備部

③契約関係の不備について

大白地区テニスコートに設置されている自動販売機について、業者と書面により契約が締結されていなかった。法的関係を明らかにするため今後は必ず締結されたい。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)
書面による契約を締結しました。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

県土整備部

④貸与品の管理について

貸与品等一覧表には、該当する貸与品を特定できる管理番号を付す必要がある。また、有効かつ適切な資産管理を実行するために、貸与品について定期的な実査を行う必要がある。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)
貸与品等一覧表に管理番号を追記し、実査による突合を行いました。

(県土整備部)
年1回貸与品の実査を行っています。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

県土整備部

<p>⑤熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について</p> <p>平成 27 年度において、訓練が熊野灘臨海公園危機管理マニュアルに定められたとおりに実施されていない。危機管理マニュアルを遵守し、定められた訓練を行うことが必要である。</p>	<p>(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社) 危機管理マニュアルに記載した訓練を実施しました。</p>	<p>紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 県土整備部</p>
<p>【意見：1件】</p>		
<p>①収支差額の取扱いについて</p> <p>収支報告では収支差額がプラスになっているものの、当該事業の管理に間接的に携わる人員に係る人件費が含まれていなかった。間接的に携わる人件費に関しても適切な基準を設けて按分等を行い、指定管理業務に係る支出として計上することが望ましい。県としては、現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。</p>	<p>(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社) 間接的に携わる人員の人件費を、収支状況報告に計上しました。</p> <p>(県土整備部) 収支差額の妥当性について、情報の蓄積に努めています。</p>	<p>紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 県土整備部</p>

平成29年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
(1) 道路整備方針及び道路事業計画		
【指摘：1件】		
① 道路事業計画のチェックについて		
<p>平成29年度道路事業計画の一部について、事業延長に平成28年度に見直した延長を用いず、誤って見直し前の延長としていた。</p> <p>道路事業計画は、県のホームページに掲載し、広く県民に公表される情報であり、正確な情報を記載すべきである。今後は、前年度の道路事業計画との比較を行う等、チェックの強化が必要である。</p>	<p>チェックを強化します。</p>	<p>県土整備部</p>
【意見：1件】		
① 事業実施検討箇所の実行可能性に基づく道路事業計画の策定について		
<p>事業実施検討箇所は、おおむね3年以内に工事や用地買収の実施を目指す箇所であるが、3年超にわたり、事業実施検討箇所に記載され、未着手の事業が7箇所あり、計画策定時の実行可能性の判断の正確性に疑問を持たざるを得ず、道路事業計画自体が形骸化してしまう可能性が否めない。</p> <p>道路事業計画策定時には、可能な限り今後の事業費と予算制約の見込みについて、より厳密に見積りを行うことにより、事業実施検討箇所の実行可能性をより正確に検討することが望まれる。</p>	<p>事業実施検討箇所の実行可能性をより正確に検討します。</p>	<p>県土整備部</p>

(2) 公共事業評価

【指摘：1件】

① 評価表のチェック体制について

再評価書に記載されている交通事故減少便益が本来0.02億円のところ、0.001億円となっていた。その原因として算定資料からの転記ミスと考えられる。
最終的な費用便益比は正確な数値となっていたため、再評価の判断に影響はないと思われるが、交通事故減少便益は再評価における重要な判断指標であり、本来は正確に記載する必要がある。今後同様のことが無いように、チェック体制を強化することが必要である。

チェック体制を強化します。

県土整備部

【意見：16件】

① 地域係数の設定について

事前評価を行うにあたって、費用便益分析による評価を実施しているが、交通量の多い都市部が高い値が出る傾向にあることから地域格差の解消のため、地域係数を加味している。
地域係数は、平成10年度の状況をもとに設定され、平成17年度に一度見直されたが、平成18年度以降、市町村合併があり、旧市町村の区分で所得等のデータを容易に把握することができなくなった。このため、現在の評価においても、過疎地域及び準過疎地域は、平成10年度時点の状況で判別している。
地域係数は、一般地域、準過疎地域、過疎地域別に係数を設定しているため、評価にあたっては、現在の区分に従って、地域係数を適用することが望まれる。

最新のデータを用いて地域係数を更新することを検討します。

県土整備部

② 地域係数の更新について

地域係数は、現在でも平成17年度と同じ係数を使用しているが、既に10年経過し、また人口も大きく増減していることから状況は変わっていると考えられる。道路等は数十年使用するものであることから、将来予測を見込むべきであるが、少なくとも最新のデータを使用することが望まれる。

①と同じ

県土整備部

③ 重点化係数の更新について

県民ニーズや各分野の整備水準を勘案した重点化係数により、重要度が高い分野の事業がより多く優先度の高いランクに位置付けされるように調整している。重点化係数は、平成12年に実施されたアンケートによって決定され、平成17年度のアンケート結果により見直されたが、以降アンケートは10年以上実施しておらず、重点化係数も見直しをしていない。
ここ10年でも県内の人口の増減率が10%を超える地域が多数あり、またその間、高速道路を含め道路整備も進められてきた。そのため、道路整備に関する住民のニーズも変化していることが考えられることから、定期的にアンケートを実施し、極力、住民ニーズを反映した係数で実施することが望まれる。

住民ニーズを反映した係数で実施するように努めます。

県土整備部

<p>④ 費用便益分析マニュアルへの準拠について</p> <p>県は費用便益分析を、原則として国土交通省が示している「費用便益分析マニュアル」に沿って実施している。</p> <p>「費用便益分析マニュアル」によると、再評価における費用便益分析は、原則として「事業全体の投資効率性」と「残事業の投資効率性」の両者を実施するとされている。また、「費用便益分析マニュアル」においては、費用便益分析に際して、感度分析の実施を求めている。</p> <p>県は、国に報告する補助事業についてはこれらの分析を実施しているが、それ以外の事業では、「残事業の投資効率性」の分析、「感度分析」は実施していない。しかし、これらは補助事業の評価に限らず有用な分析となることが期待されることから、原則として全ての事業で実施することが望まれる。</p>	<p>「費用便益分析マニュアル」に基づき、「残事業の投資効率性」及び「感度分析」を実施します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑤ 再評価実施要綱の見直しについて</p> <p>事後評価の実施要綱には実施対象外事業として、維持管理事業の他、災害復旧事業が記載されているが、再評価実施要綱には実施対象外事業として、維持管理事業のみが記載されている。しかし、再評価対象事業としては経過期間要件のほか、「社会経済状況の急激な変化等」もあることや、そもそも実施対象事業を明瞭に示す観点からも、再評価実施要綱においても実施対象外事業として災害復旧事業を記載することが望まれる。</p>	<p>再評価実施要綱においても実施対象外事業として災害復旧事業を記載します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑥ 事後評価実施要綱の見直しについて</p> <p>事後評価の対象については、「三重県公共事業事後評価実施要綱」にて、「事業完了後一定期間（おおむね5年）を経過した事業から、事業主体（事業担当課）が事業規模及び事業特性等を考慮して選定するものとし、具体的には、道路改築事業については「改良延長L=5km以上もしくは再評価実施事業」を、街路事業については「改良延長L=1kmもしくは再評価実施事業」を対象と明記している。</p> <p>しかし、国の補助事業については、国土交通省の「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」によると、事業完了後5年以内とされている。</p> <p>国の要領に対する確実な対応を担保することや、実務を簡潔明瞭に明示する観点から、「三重県公共事業事後評価実施要綱」に、「なお、国庫補助事業等において、当該事業を所管する省庁から別途事後評価の対象事業要件が示された場合は、その他要件に従って事後評価を実施する。」といったなお書きを追加することが望まれる。</p>	<p>「三重県公共事業事後評価実施要綱」に、なお書きを追記します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑦ 事前評価の実施要綱の制定について</p> <p>現在、事業評価に関する実施要綱として、再評価実施要綱と事後評価実施要綱が作成されているが、事前評価については、要綱が作成されていない。事前評価は、再評価及び事後評価と同様にその評価の内容を公表しており、また再評価及び事後評価においても事前評価の結果と連動して行われていることから、事前評価についても実施要綱を制定することが望まれる。</p>	<p>事前評価についても実施要綱を制定します。</p>	<p>県土整備部</p>

⑧ 事前評価における費用便益分析で使用する事業実施前データについて	<p>事前評価における費用便益分析は、「費用便益分析マニュアル」に基づき、サマリーシートで職員が算定している。</p> <p>しかし、平成22年度において、道路交通センサスの調査が従来の4区分（乗用車、バス、小型貨物車、普通貨物車）から2区分（小型車、大型車）に変更されたことから、費用便益分析マニュアルが4区分しか対応していないこともあり、止む無く4区分で最終となる平成17年度データを使用し続けている。</p> <p>10年以上前のデータであり、そのデータが実情を表しているとは言いきれない。今後も同様の方法で対応することになると、さらに実情と乖離する可能性が高まる。交通量推計や最近の交通センサスを用いて、4区分に按分したり、実際に4区分の交通量を計測したりするなどして、より実情に近くなるようにすることが望まれる。</p>	現在の道路交通センサスの調査区分（2区分）で費用便益を算定することを検討します。	県土整備部
⑨ 事前評価における費用便益分析で使用する事業実施後データについて	<p>アクセス時間短縮便益やアクセス経費節減便益の算定において、整備（事業実施）前と整備（事業実施）後の交通量や速度を入力して算定しているが、特に準拠するようなマニュアル等もなく、整備後のデータの根拠が乏しい状況になっている。</p> <p>整備後のデータの統一した考え方を設定し、担当者の判断の方向性をそろえることが望まれる。</p>	整備後の交通量や速度について、統一した考え方を設定します。	県土整備部
⑩ 費用便益分析の事前評価との比較について	<p>実施要綱によれば、再評価に際し、「事業採択時の費用対効果分析の要因の変化」を視点として掲げているが、再評価書には、今回実施した再評価しか記載されていない。事前評価と再評価とでは費用便益比の計算過程は同一ではないものの、同一の費用便益項目が算定されており、比較により費用対効果分析の要因の変化の分析に資すると考えられ、事前評価と今回の再評価の費用便益比を比較して分析することが望ましい。</p>	再評価実施時には、事前評価と再評価の費用便益比を比較して記載します。	県土整備部
⑪ 費用便益分析の前回再評価との比較について	<p>実施要綱によれば、再評価書における費用便益分析の記載は、前回評価と今回評価を比較して記載するべきとされている。本件においては前回の再評価が存在しており、全体工期を延長し、総事業費を改定していることから費用便益分析の結果も変わっているものと考えられるが、再評価書には今回実施した再評価しか記載されていない。実施要綱に従い、前回評価時と今回評価時の費用便益分析を比較して記載することが望ましい。</p>	再評価実施時には、前回評価時と今回評価時の費用便益分析を比較して記載します。	県土整備部
⑫ 費用便益分析の事前評価との比較について	(⑩と同じのため記載省略)	(⑩と同じのため記載省略)	県土整備部

<p>⑬ 費用便益分析の事前評価との比較について (⑩と同じのため記載省略)</p>	<p>(⑩と同じのため記載省略)</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑭ 費用便益分析の前回再評価との比較について (⑪と同じのため記載省略)</p>	<p>(⑪と同じのため記載省略)</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑮ 費用便益分析の前回再評価との比較について (⑪と同じのため記載省略)</p>	<p>(⑪と同じのため記載省略)</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑯ 費用便益分析の手法について 事後評価において前回の費用便益分析と比較をしているが、全体的に費用便益比が低下傾向にあった。これは人口減少により交通量が減っていることが大きな原因であり、さらに人口減少や高齢化が進むとさらに交通量の減少が進み、費用便益比が1未満の場合も出てくることが想定される。 道路整備の目的は、速度アップ、移動時間の短縮や渋滞の緩和だけでなく、緊急輸送道路など防災上の必要性や危険個所の是正、地域振興など様々な目的があり、これらの定性的な情報は引き続き示すことが重要であるが、例えば災害等軽減便益など林野公共事業で使用しているような多様な便益項目を考慮することも考えられる。</p>	<p>多様な便益項目を考慮することも検討します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>(3) 入札から工事完了までの事務</p>		
<p>【意見：4件】</p>		
<p>① 業務チェックリストの管理状況について 入札から落札、契約締結、そして建設工事完成までの事務処理において、適切に業務を実施するために実施項目を明示した各種チェックリストについては、地域機関において、共有化され実情に応じたツールとして利用されている。しかし、チェックリストについては、策定した当時のチェック内容の趣旨や活用方法などの理解が薄れている可能性がある。 このため、チェックリストの利活用や目的などを再度、周知するとともに、今後もそれぞれのチェックリストが適宜、見直され適切に運用されていくことが望まれる。</p>	<p>チェックリストの目的などを再度周知するとともに、適切な運用を行います。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>② 建設事務所における契約時提出書類のチェック方法の本庁管理について</p> <p>各建設事務所にて最終決裁される建設工事に係る案件の契約時提出書類の確認方法は、本庁から通知された法改正等による変更点を各建設事務所の地域性に合わせ本庁作成のチェックリスト等をアレンジした各建設事務所独自のものを使用している。</p> <p>しかし、各建設事務所で使用しているチェックリスト等の更新を各建設事務所に任せていると、業務品質の維持は各建設事務所にゆだねることになり、適切に運用されているかがわかりにくくなる。</p> <p>建設工事の規模に応じて、各建設事務所が最終決裁権限を持つことは有用ではあるが、同一の業務品質を担保するため、本庁による管理は必要な行為である。チェックリスト等を更新した場合、本庁が様式を確認する等、本庁による実効性のある管理を行うことが望まれる。</p>	<p>チェックリスト等の適切な運用を行います。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>③ 入札方法の検討について</p> <p>県では、落札者の決定方式が価格競争の案件で最低制限価格を、総合評価方式の案件で低入札調査基準価格を設定している。予定価格を事後公表とした場合に当該価格を探ろうとする不当な圧力を防止するため、県は平成14年度から予定価格を事前公表する入札方法を採用した。</p> <p>予定価格の事前公表の入札方法は、価格の情報漏洩のような不正行為の防止には効果的であったが、市場及び業者間の適正な見積りによる競争が損なわれるリスクが生じる。現在、試行されている予定価格の事後公表での入札方法について、試行した結果について分析を行い、予定価格の公表方法について双方のメリット・デメリットを慎重に評価し、引き続き変更の可否について検討することが望まれる。</p>	<p>予定価格の公表方法について検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>④ 受益者負担割合のチェックについて</p> <p>平成19年度より実施されている連続立体交差事業については、国の定める要綱に従い、鉄道事業者の受益が見込まれる鉄道高架にかかる費用の負担割合を、鉄道事業者5%、県95%とし、当初の協定で、双方の負担額をその割合により定めている。</p> <p>一方、毎年度の負担額は、年度協定書により、都度定めているが、平成28年度においては、県負担が93.9%と、前述の負担割合と異なっていた。これは、最終年度に負担額の総額が正規の負担割合となるよう、以前に県が先行して負担した部分について調整するための措置であった。</p> <p>当初の協定では各年度の負担額について、双方協議のうえ都度定める旨記されているため、このような措置は明らかな協定違反ではない。しかし、決定に至った経緯を示す文書が残されていないため、今後は決定に至った経緯を協議記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>毎年度の負担額については、双方で協議した経緯を協議記録として残します。</p>	<p>県土整備部</p>

(4) 道路占用管理		
【指摘：1件】		
① 道路占用開始届の未入手について		
道路占用の許可を受けた者は、道路の占用を開始する日の前日までに「道路占用開始届」を県に提出しなければならないと規則で定められている。しかし、「道路占用開始届」が未提出になっていた案件が見られたため、規則に従った事務手続を運用する必要がある。	規則に従った事務手続を徹底します。	県土整備部
(5) アセットマネジメント		
【指摘：3件】		
① 道路パトロールの対応顛末の記載について		
道路パトロール（日常点検）においては、パトロール結果をパトロール日誌に記録することとされている。問題箇所については補修等の対応方針等が「協議事項」の「処理の内容」欄に記載されることとなるが、「処理年月日」欄については記載がされていなかった。 当該欄は、「三重県公共土木施設パトロール等維持管理業務実施要綱」に基づく所定の様式にて定められており、処理の顛末について記載がなされないと対応がいつどのように行われたかが不明確となってしまふ。修繕の委託業務報告等を見れば対応されたことは確認できるが、処理年月日を記載することで、漏れなく対応できたことを担保する必要がある。	パトロール日誌の処理年月日欄に記載します。	県土整備部
② LCCシミュレーション等の見直しの必要性について		
平成20年に実施したLCCシミュレーションでは管理水準を面積ベースで95%以上達成するための必要額を約24億円と算出し、以降、同水準の予算は確保されてきたものの、実態としては管理水準を面積ベースで95%以上達成できていた可能性は低いと考えられ、実際の管理水準の達成状況と現実的な予算状況を踏まえたLCCシミュレーションを再試行する必要がある。また、その結果に応じて管理区分の定義等の見直しを行う等、「三重県道路舗装維持管理基本計画」の改定の検討も必要と考えられる。 そして、今後も継続的に設定した目標（管理水準等）の達成状況をモニタリングし、その結果から、必要に応じてLCCシミュレーションの再試行による必要予算額の再検討や計画の見直しをしていくことが必要である。	LCCシミュレーションを再試行し「三重県道路舗装維持管理基本計画」を見直します。	県土整備部
③ 軌道その他主要な占用物件の概要の記載について		
道路台帳の記載事項について、「軌道その他主要な占用物件の概要」欄が全て空欄であった。占用物件は実際には多数存在するが、記載しきれないことから別途管理としているものである。しかし、記載欄があるにもかかわらず空欄にすることは、不存在を誤認させるものであり、該当する旨や、別途管理している旨など記載する必要がある。	別途管理している旨を記載します。	県土整備部

【意見：11件】

① 舗装の要対応箇所未整理について

舗装の修繕箇所の決定は、パトロール記録、MCI値、苦情等をもとに、緊急度の高いと考えられるものから順に実施されている。

しかし、当該判断は各建設事務所の保全課によりなされるが、緊急度の高いものをその根拠とともに一覧化するなど、判断過程を可視化した資料は作成されていなかった。

判断過程が可視化されることにより、上席者により判断過程の妥当性が確かめられやすくなったり、必要に応じて優先順位を見直すなどの対応がしやすくなったりすることが期待される。従って、判断過程を可視化した資料を残しておくことが望まれる。

舗装修繕箇所決定の判断過程を可視化した資料を記録として残していきます。

県土整備部

② MCI一覧における踏切等の特殊要因の明示について

路面性状調査の結果であるMCIについて、一部に0点台や1点台など、異常に点数が低いものが見受けられた。実際には、このような異常に点数が低い箇所は、踏切などの特殊要因によることが多い。しかし、MCI一覧表上でそのような特殊要因は明示されていなかった。

特殊要因のある箇所は、MCI一覧表などにおいて明示されることが望まれる。

特殊要因のある箇所についてはMCI一覧に加えるようにします。

県土整備部

③ 必要な舗装修繕予算の確保について

修繕されるべき舗装について、大幅な修繕予算不足により修繕がままならない状態が続いているのは好ましくないことには変わりはない。

舗装の適切な管理水準を実現する上で必要な修繕であるならば、その旨を予算査定において財政課に丁寧に示すなどにより、予算措置状況の改善を図ることが望まれる。

必要な修繕予算については、必要性を財政課に示し、適切に予算要求していきます。

県土整備部

④ 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の目標指標の妥当性について

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」、「基本事業 35103 適切な道路の維持管理」基本事業の目標値として、「舗装の維持管理指数」を5.0以上とすることとされている。これは、具体的には「主要県管理道路の舗装の平均MCI」で測られ、対象の主要県管理道路は、県管理国道および主要地方道とされている。

しかし、平均ということは、中にはひどい状態の舗装が混ざっている可能性もあるということになり、「道路利用者が安全・安心・快適に利用」できている状態とは言い難いであろう。

また、「主要県管理道路（県管理国道および主要地方道）の舗装」のみが対象では、主要県管理道路以外の県道の舗装や、橋梁やトンネルについても問題があれば、「道路利用者が安全・安心・快適に利用」することに対する阻害要因となる。

次回の「みえ県民カビジョン・行動計画」の更新に向けて目標指標の再検討を進めていきます。

県土整備部

<p>「舗装の維持管理指数（主要県管理道路の舗装の平均MCI）」を5.0以上とするという目標は、平成28年度においては達成されているが、「エ 舗装修繕の遅れ（ア）舗装修繕に関する現状」でも見たとおり、実態としての舗装の状態は必ずしも満足のいく状態ではないと考えられる。</p> <p>次回の「みえ県民力ビジョン・行動計画」の更新時などに際しての目標指標の再検討が望まれる。</p>		
⑤ 職員による点検記録について		
<p>職員により実施された橋梁点検の実施記録について、問題のないところは判定の記載を省略しているなど、部分的に若干の記載方法のばらつきがみられた。</p> <p>点検記録について、「三重県橋梁点検要領」に基づく所定の記載事項を記入することが望まれる。</p>	「橋梁点検研修」を通じ周知徹底を図ります。	県土整備部
⑥ 道路台帳上では欄が設けられていない項目について		
<p>道路台帳様式に記載されている項目のうち、「道路一体建物の概要」、「協定便利施設の概要」については、県で作成する道路台帳上で欄が設けられていない。これらの項目は、現在、県で該当する案件はないが、欄自体がないことにより、記載が必要な項目であるとの認識自体が欠落してしまう恐れがあるため、道路台帳様式の欄を設けることが望まれる。</p>	様式中に該当ない旨を記載します。	県土整備部
⑦ 道路台帳保管要領の様式の更新について		
<p>「道路台帳保管要領」において、作成すべき道路に関する施設の台帳様式が定められているが、実際に作成されている道路に関する施設の台帳は、「道路台帳保管要領」において定められている様式とは異なっている。</p> <p>当面の実務において支障は生じていないとのことであるが、使用すべき様式を明瞭にする観点から、「道路台帳保管要領」の様式を更新することが望まれる。</p> <p>なお、道路照明施設台帳、道路標識台帳、道路反射鏡台帳については、様式改定通知が出ており、現行の様式を「道路台帳保管要領」にまとめることで使用すべき様式がわかりやすくなることから、併せて「道路台帳保管要領」の様式の更新を行うことが望まれる。</p>	道路台帳保管要領を更新します。	県土整備部
⑧ 道路付属物について整備する台帳の様式について		
<p>4か所の建設事務所において、道路付属物に関する各台帳の整備状況を確認したところ、記載事項に差異が見られる状況であった。</p> <p>各事務所の判断で記載を省略したり、様式の項目自体を削除するなどの運用がなされている等のばらつきがある。本庁主導で、記載項目の重要性に応じて必須記載事項と任意記載事項を分け、定期的に最新の台帳を共有する等により、一定の管理レベルを確保することが望まれる。</p>	様式を更新するよう各事務所に周知徹底し、定期的に本庁の共有フォルダに保存するようにします。	県土整備部

<p>⑨ 紙で管理される台帳の更新について</p> <p>道路附属物に関する台帳（標識・照明・反射鏡）は、表計算ソフトの様式に入力後、紙に出力し、台帳管理は紙で行われている。資産番号を一覧にした目次についても別途紙で作成されている。台帳の更新は各建設事務所にて個別に行われ、新設・更新の事実が生じた案件に対して漏れなく台帳の更新が行われているかどうかを確認する統制が確立されていない。更新事実との紐づけを明確にし、台帳更新の網羅性を担保することが望まれる。</p>	<p>台帳の更新が担保できるよう運用方法を検討します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑩ 道路付属物の台帳のデータベース化について</p> <p>道路附属物については、現状表計算ソフトの様式に入力して実質紙で管理しているため、データベースとして利用できる状況とはなっていない。個別の資産管理という点では、特段問題となるものではないが、全体の状況把握や更新計画にも利用できるようなデータベースとして利用できるような台帳の方式について検討していくことが望まれる。</p>	<p>データベースとして利活用できるよう検討します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑪ 本庁の道路情報資産フォルダの保護について</p> <p>本庁での確認を経た橋梁・トンネルの点検結果について、全庁の共有フォルダにて表計算ソフトで共有されているが、編集制限はかけられておらず、アクセス権のある職員全てが編集可能となっていた。「三重県電子情報安全対策基準／情報セキュリティ対策基準」に基づいてアクセス権が付与されている本庁道路管理課職員や各建設事務所職員が誤ってデータを変更・削除するリスクは存在する状態となっていた。</p> <p>意図しないデータの変更・削除を防ぐため、表計算ソフトに対して適切なアクセス制限を施すことが望ましい。</p>	<p>アクセス制限を適切に実施します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>(6) 道路移管に伴う引継ぎ</p>		
<p>【意見：1件】</p>		
<p>① 舗装の健全性に関する情報の引継ぎについて</p> <p>道路公社からの引継ぎのうち舗装について、県は移管前の平成28年12月7日に目視にて舗装状況の確認を行ったとのことであるが、その状況を確認できる記録は残されていなかった。</p> <p>道路管理者として、移管を受けた道路の情報は庁内で把握できるようにデータベースとして保有されることが望ましい。そのためには、移管時の舗装の健全性を把握するために記録として残すことが望まれる。</p>	<p>移管を受ける道路の必要な情報は、記録として残していきます。</p>	<p>県土整備部</p>

県営住宅の連帯保証人に係る要件の緩和について

1 目的

住宅確保要配慮者が県営住宅に入居しやすくなるように、入居するための連帯保証人について、要綱を改正し、要件の緩和を行います。

2 改正内容

三重県営住宅の入居の資格及び連帯保証人の資格にかかる取扱要綱を、次のとおり改正します。

(1) 連帯保証人が1名でも入居を可能とする対象者の拡大

連帯保証人は原則2名ですが、1名でも可能な対象者に、新たに次の者を追加します。

- ①単身の高齢者、障がい者等
- ②被災者（公営住宅法第8条第1項に定める災害により住宅を滅失した者）
- ③入居承継対象者及び住替え承認対象者のうち家賃等の滞納がない者

（参考：現行の対象者）

- ・生活保護の被保護者で代理納付に同意する者
- ・20歳未満の子を扶養している配偶者のない者

(2) 連帯保証人の所得要件の緩和

年間の総所得を147万6千円から124万8千円に引き下げます。

3 施行日

平成30年4月1日

三重県都市計画区域マスタープランの改定について

1 都市計画区域マスタープランについて

三重県には24の都市計画区域があり、区域ごとに、都市計画の目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針等を示す都市計画区域マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定しています。現行のマスタープランは、平成32年を目標年としているため、平成42年を目標年とするマスタープランに改定します。

改定にあたり、昨年度は、県全体で共通する都市づくりの方向を示すため「三重県都市計画基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。今年度は、結びつきが強い5つの広域圏（5圏域：北勢圏域、中南勢圏域、伊勢志摩圏域、伊賀圏域、東紀州圏域）における都市計画の課題・目標等を示す「圏域マスタープラン」を改定します。

2 圏域マスタープランの策定状況

今年度当初より各圏域に地元有識者等で構成する策定検討委員会等を設置し、地域特性を踏まえた検討を行い中間案を取りまとめました。これを昨年12月の都市計画審議会に報告し、本年1月～2月にパブリックコメントの募集を行いました。

今後、本日の常任委員会も含め、以下の会議等で聴取した意見を踏まえた最終案を3月28日の都市計画審議会に諮り、公表する予定です。

【意見を聴取した会議等】

- ・都市計画審議会（学識者、県・市町議会議員、行政等）
- ・県議会常任委員会
- ・策定検討委員会（地元有識者等）
- ・作業部会（市町職員等）
- ・パブリックコメント募集（一般公募）
- ・庁内連絡会議（県関係課）

3 圏域マスタープラン改定のポイント

（1）基本方針を踏まえた改定

圏域マスタープランは基本方針で示した3つの変革の観点を踏まえ改定します。

①都市経営の観点【効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成】

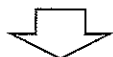
基本方針：生活サービス施設を市街地の中心部へ誘導し、その周辺等へ居住誘導を促進することにより一定エリアにおける人口密度の維持を図る。



圏域マス：主要駅周辺等で現に一定の都市機能の集積がみられる広域交流の適地を「広域拠点」として位置付け、その区域において、必要な都市計画制度を適用し、さらに高次の都市機能の集約、居住の誘導等を進める方針を明記しました。

②都市防災の観点【大規模災害の被害低減に向けた都市構造の形成】

基本方針：想定される災害リスクの範囲・程度を把握し、リスクの高い場所における建築物の構造強化や市街地の移転等により被害の低減を図る。



圏域マス：災害リスクの高い区域を図示し、これらの区域における建築物の構造強化に係る規制、災害リスクの低い場所への居住の移転など、大規模災害による被害低減に向けた都市構造への再編を進める方針を明記しました。

③都市活力の観点【地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成】

基本方針：新たに整備が進む広域道路ネットワークやリニア中央新幹線等、観光を含む産業振興に資するインフラを活用し、地域経済を支える産業機能の集積・活性化に向けた土地利用を促進する。



圏域マス：新たに整備が進む幹線道路ネットワークのIC周辺等、企業や市町において工業用途への利用ニーズが高く、積極的に大規模工場を誘致すべき地区等を工業系土地利用誘導ゾーンとして明示しました。リニア中央新幹線やクルーズ船の乗客の取り込みなど観光振興に資する新たな動きを踏まえ、交流拠点を選定しました。

(2) 将来都市構造図の掲載

広域的・長期的な視点に立った都市の将来像を、県民に理解しやすい形で示すため、圏域ごとに、広域拠点等の位置を明示した将来都市構造図を掲載します。

4 今後のスケジュール

【平成30年度】

各都市計画区域の土地利用規制の方針や主要な都市計画の決定方針を検討し、マスタープラン（案）を作成します。

【平成31～32年度】

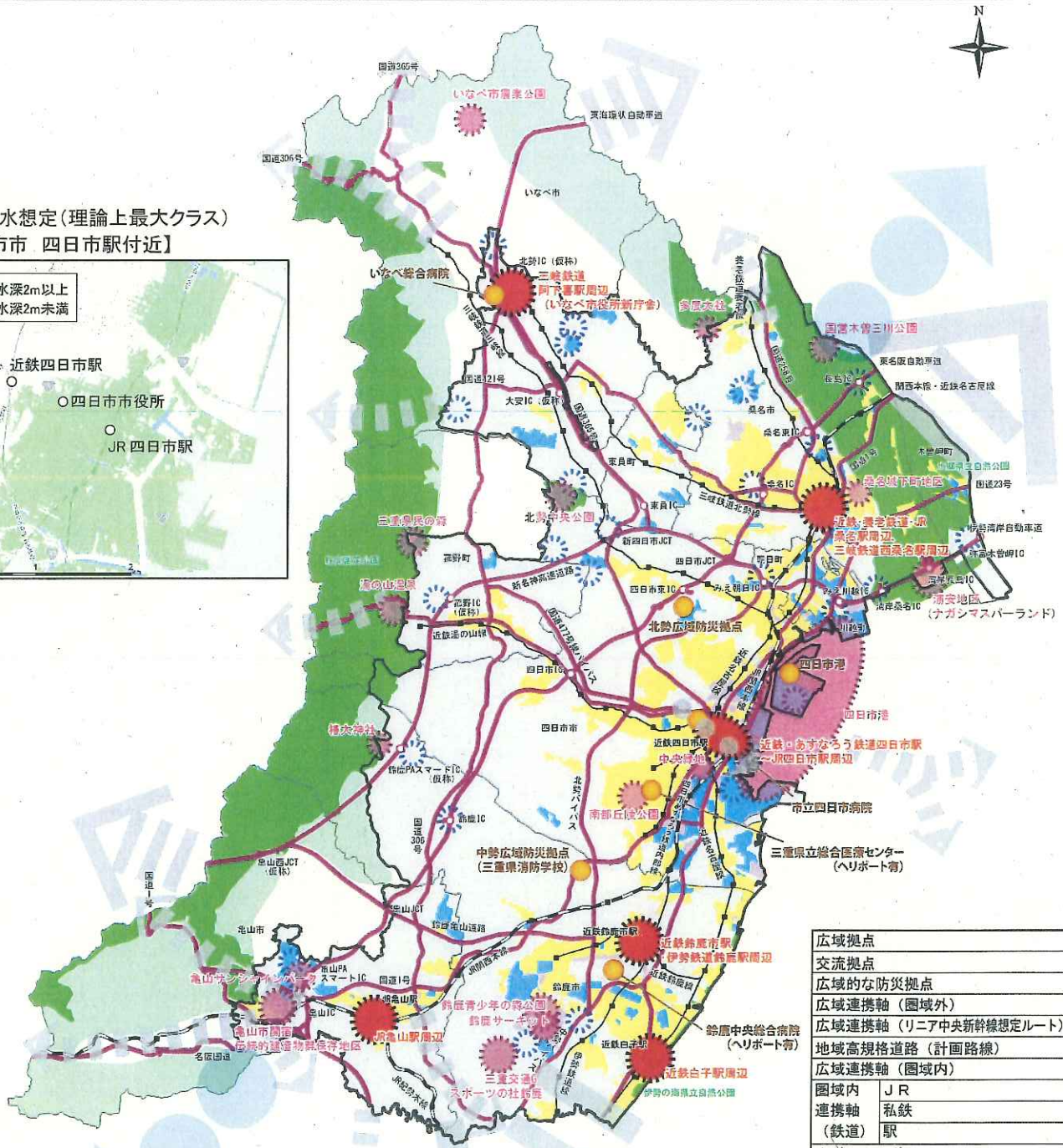
マスタープラン（案）について、公聴会の開催、縦覧、都市計画審議会への諮問など法手続を進め、決定・公表します。

北勢圏域の都市の目標と将来都市構造図

『未来に向けて新しい価値を創造する都市（まち）』

三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住み続けられる都市環境を創出し、持続的に発展する都市をめざします。

津波浸水想定(理論上最大クラス)
【四日市市 四日市駅付近】



広域拠点	※
交流拠点	※
広域的な防災拠点	●
広域連携軸 (圏域外)	⇄
広域連携軸 (リニア中央新幹線想定ルート)	⇄
地域高規格道路 (計画路線)	⇄
広域連携軸 (圏域内)	⇄
圏域内 連携軸	⇄
JR	≡
私鉄 (鉄道)	≡
駅	●
インターチェンジ	○
都市計画区域	□
市街地 (用途地域)	■
工業系 用途地域	■
工業系 工業専用地域・工業地域	■
工業系 準工業地域	■
工業系 土地利用誘導ゾーン	■
自然交流地区	■
その他の山地丘陵	■
行政区域	□

【広域拠点一覧】

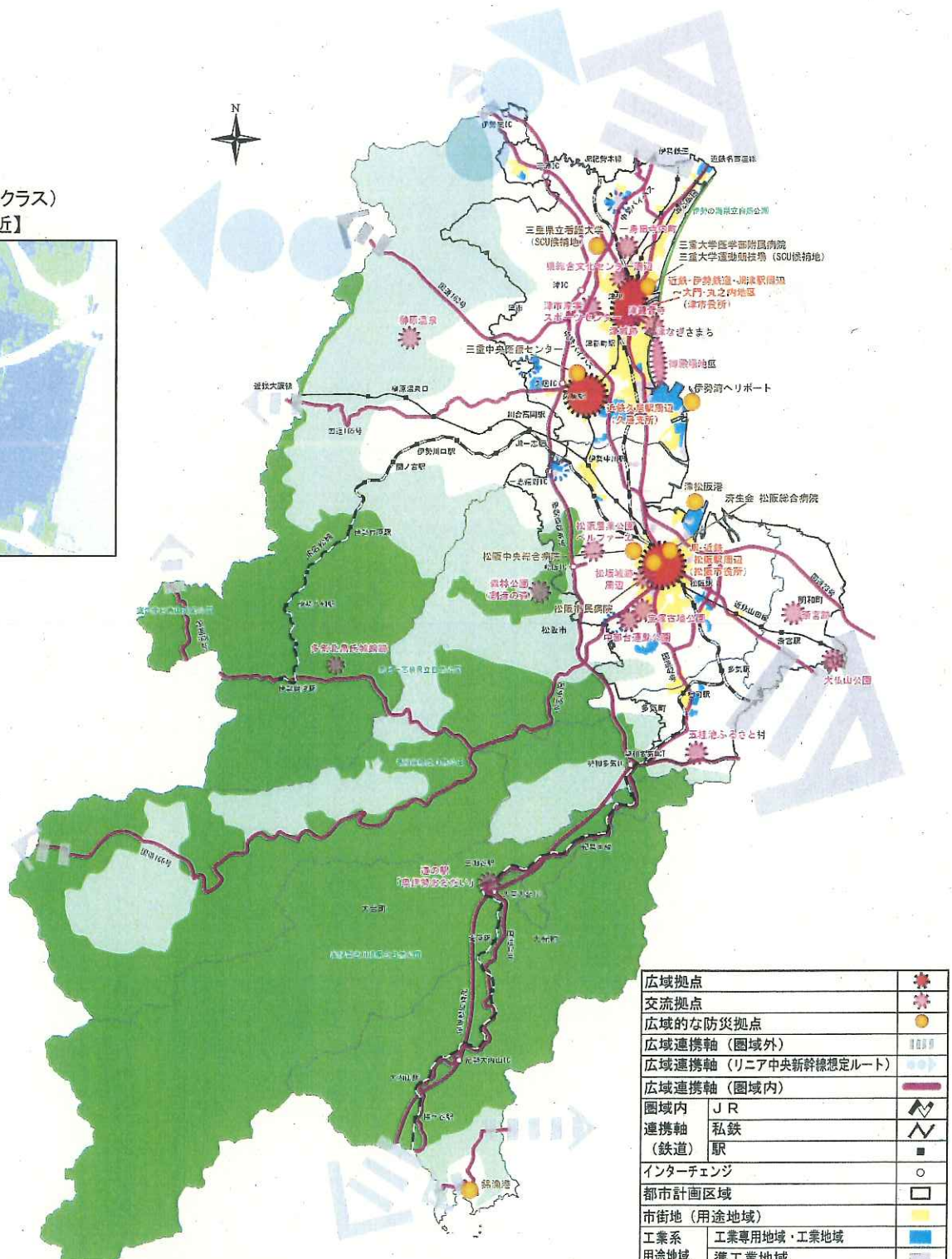
市町名	都市計画区域	拠点名称
桑名市	桑名	近鉄・養老鉄道・JR桑名駅、三岐鉄道西桑名駅周辺
いなべ市	北勢	三岐鉄道阿下喜駅周辺(いなべ市役所新庁舎)
四日市市	四日市	近鉄・あすなろ鉄道四日市駅～JR四日市駅周辺
鈴鹿市	鈴鹿	近鉄白子駅周辺 近鉄鈴鹿市駅・伊勢鉄道鈴鹿駅周辺
亀山市	亀山	JR亀山駅周辺

中南勢圏域の都市の目標と将来都市構造図

『世代を超えて育む行政・文化・教育・スポーツの都市(まち)』

三重県の中核的な圏域として、集積した行政・文化・教育・スポーツ機能を生かしながら、安全性の向上を図り多様なライフスタイルに応じた暮らしを提供することにより、世代を超えて住み続けたいと感じる都市環境を創出する都市をめざします。

津波浸水想定(理論上最大クラス)
【津市 津駅～津新町駅付近】



【広域拠点一覧】

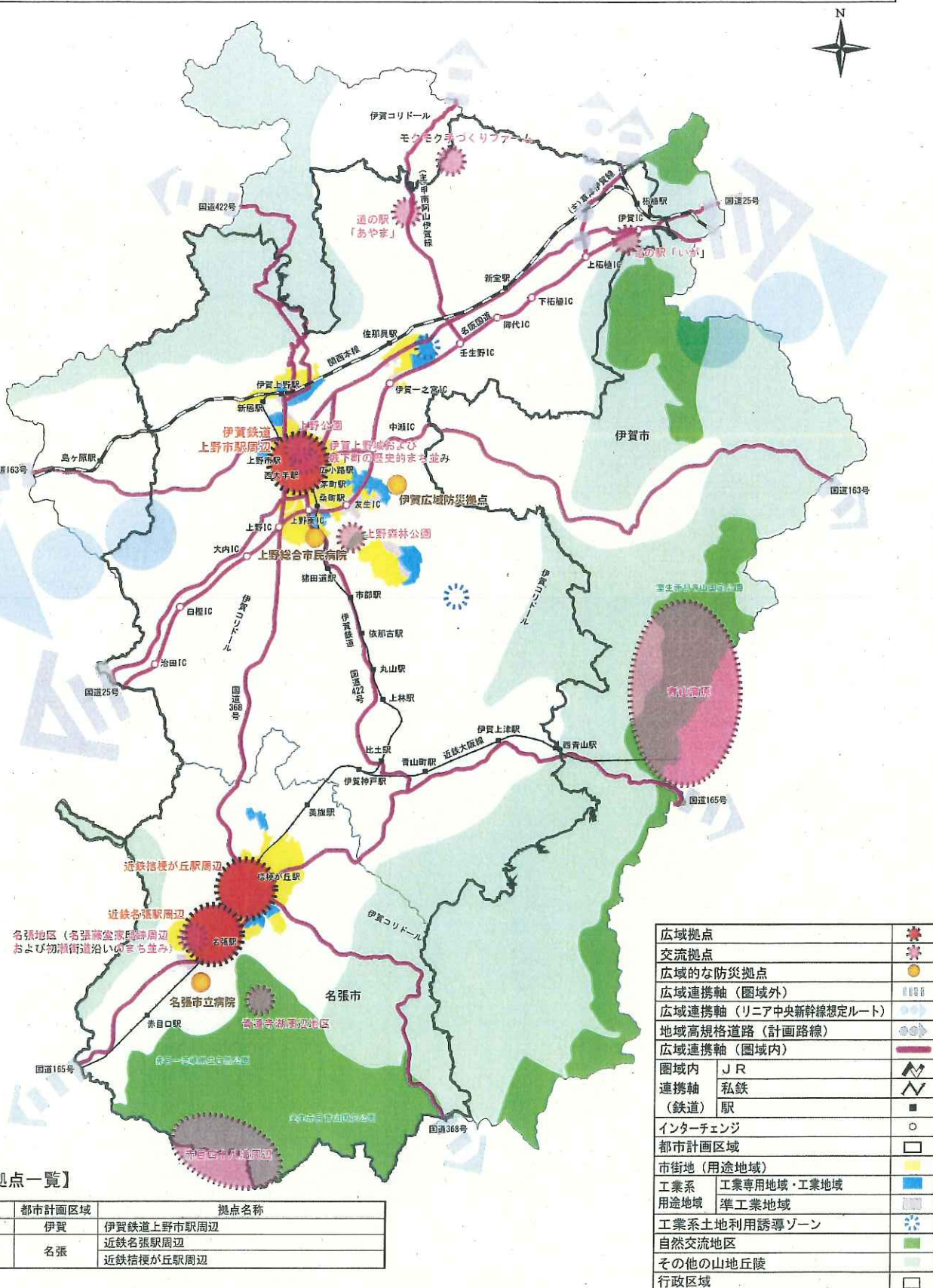
市町名	都市計画区域	拠点名称
津市	津	近鉄・伊勢鉄道・JR津駅周辺～大門・丸之内地区周辺(津市役所)
		近鉄久居駅周辺
松阪市	松阪	JR・近鉄松阪駅周辺(松阪市役所)

広域拠点		★
交流拠点		★
広域的な防災拠点		●
広域連携軸(圏域外)		〰〰〰
広域連携軸(リニア中央新幹線想定ルート)		〰〰〰
広域連携軸(圏域内)		〰〰〰
圏域内	JR	〰〰〰
連携軸	私鉄	〰〰〰
(鉄道)	駅	■
インターチェンジ		○
都市計画区域		□
市街地(用途地域)		■
工業系	工業専用地域・工業地域	■
用途地域	準工業地域	■
工業系土地利用誘導ゾーン		■
自然交流地区		■
その他の山地丘陵		■
行政区域		□

伊賀圏域の都市の目標と将来都市構造図

『恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち』

恵まれた歴史・文化・自然を有する圏域として、これらを大切に守り、育みながら地域の魅力を高めるとともに、大都市圏や周辺地域とのつながりを生かした産業の振興や交流の促進により、住む人々や訪れる人々のこころが豊かになる都市をめざします。



平成29年度及び平成30年度の主な完成予定事業について

事務所	年度	事業名	事業箇所	事業概要
桑名	H29	(主) 桑名大安線	桑名市桑部 地内	全体延長0.28km(歩道整備)
		宮之谷川通常砂防事業	いなべ市藤原町古田 地内	砂防えん堤1基、溪流保全工79m
		長島地区海岸高潮対策事業	桑名市	全体延長1,398m、矢板工、嵩上工
	H30	東海環状自動車道	東員町長深～いなべ市大安町高柳 地内	東員IC～大安IC(H30供用6.1km)
四日市	H29	二級河川三滝川 近鉄橋架替	四日市市西浦～滝川町 地内	鉄道橋架替
	H30	国道477号(四日市湯の山道路)	四日市市高角町～菰野町音羽 地内	全体延長9.0km(H30供用4.4km)
		(一)湯の山温泉線(湯の山かもしか大橋)	菰野町菰野 地内	全体延長0.4km(H30供用0.4km)
		新名神高速道路	四日市市北山町～亀山市安坂山町 地内	新四日市JCT～亀山西JCT(H30供用23.4km)
鈴鹿	H29	(主)四日市関線(白木)	亀山市白木町～関町会下 地内	全体延長2.0km(H29供用0.6km)
	H30	国道306号(椿一宮)	鈴鹿市山本町～椿一宮町 地内	全体延長0.2km(H30供用0.2km)
		国道306号(伊船バイパス)	鈴鹿市伊船町～長澤町 地内	全体延長0.7km(H30供用0.7km)
		国道23号(中勢バイパス)	鈴鹿市御園町～津市河芸町三行 地内	7工区(H30供用2.9km)
津 中勢下水	H29	(一)上浜高茶屋久居線(1工区)	津市白塚町～栗真町屋町 地内	全体延長1.9km(H29供用0.2km)※部分完成
		中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区) (志登茂川浄化センター)	津市北部地域	【処理能力】全体計画：46,700m ³ /日、供用時：11,300m ³ /日 【計画処理人口】全体計画：78,000人、供用時：16,000人 【幹線管渠延長】全体計画：27.9km、供用時：25.7km
	H30	二級河川志登茂川 江戸橋架替	津市上浜町～江戸橋 地内	橋長 L=87.8m、幅員 W=12.7m
		国道23号(中勢バイパス)(再掲)	鈴鹿市御園町～津市河芸町三行 地内	7工区(H30供用2.9km)
松阪	H29	国道42号(松阪多気バイパス)	松阪市下蛸路町～八太町 地内	全体延長11.9km(H29供用1.1km)
	H30	国道166号(田引バイパス)	松阪市飯高町富永～田引 地内	全体延長5.0km(H30供用0.3km)
		二級河川三渡川 三渡橋架替	松阪市六軒町～小津町 地内	橋長 L=67.0m、幅員 W=6.6m
		薬王寺谷川通常砂防事業	松阪市嬉野薬王寺町 地内	砂防えん堤1基、溪流保全工138m
伊勢	H29	(一)阿曾浦港線	南伊勢町道行竈～大江 地内	全体延長1.1km(H29供用0.1km)
		(主)伊勢多気線	玉城町富岡～伊勢市上地町 地内	全体延長1.63km(あんしん路肩整備)
		佐田谷川通常砂防事業	大紀町宮原 地内	砂防えん堤1基、溪流保全工143m
	H30	(都)外宮度会橋線 街路事業	伊勢市岩淵1丁目～本町 地内	全体延長0.3km(H30完成0.3km)
志摩	H29	国道167号(鵜方磯部バイパス)	志摩市阿児町鶴方～磯部町迫間 地内	全体延長7.7km(H29供用3.4km)
		(主)鳥羽磯部線(逢坂峠)	鳥羽市相差町～畔蛸町 地内	全体延長1.9km(H29供用0.2km)※部分完成
		鵜方浦地区海岸津波・高潮対策事業	志摩市	全体延長280m、護岸工
	H30	(主)鳥羽磯部線(逢坂峠)	鳥羽市相差町～畔蛸町 地内	全体延長1.9km(H30供用0.3km)※部分完成
伊賀	H29	国道422号(三田坂バイパス)	伊賀市諏訪～三田 地内	全体延長5.1km(H29供用3.4km)
		(主)青山美杉線	伊賀市青山羽根～種生 地内	全体延長3.9km(H29供用1.5km)
		(主)上野名張線(I期)	伊賀市古郡～上神戸 地内	全体延長0.9km(H29供用0.5km)
	H30	夏秋地区急傾斜地崩壊対策事業	名張市夏秋 地内	擁壁工、法枠工(L=477m)
尾鷲	H29	(一)中井浦九鬼線(行野浦)	尾鷲市行野浦 地内	全体延長0.2km(H29供用0.2km)
		国道422号	紀北町島原 地内	全体延長0.75km(あんしん路肩整備)
	H30	寺の谷川通常砂防事業	紀北町矢口浦 地内	砂防えん堤1基
		中井浦2地区急傾斜地崩壊対策事業	尾鷲市南浦 地内	擁壁工、法枠工(L=440m)
熊野	H29	奥西谷通常砂防事業	熊野市新鹿町 地内	砂防えん堤1基
	H30	(主)紀宝川瀬線(高岡)	紀宝町高岡 地内	全体延長1.8km(H30供用0.1km)※部分完成
		(一)鵜殿熊野線	御浜町大里東～永田 地内	全体延長1.4km(歩道整備)
		有馬地区海岸高潮対策事業	熊野市	全体延長390m、堤防工
県内	H30	危機管理型水位計	汁谷川 他	県内40箇所



①東海環状自動車道



②新名神高速道路、国道 477 号(四日市湯の山道路)



③国道 306 号(伊船バイパス)



④国道 23 号(中勢バイパス)



※H30.4.1 供用開始

⑤中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)
(志登茂川浄化センター)



※H30.3.18 供用開始

⑥国道 42 号(松阪多気バイパス)



⑦国道 166 号(田引バイパス)



⑧有馬地区海岸高潮対策事業

審議会等の審議状況（平成 29 年 11 月 22 日～平成 30 年 2 月 18 日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	平成 29 年 12 月 12 日
3 委員	会 長 関 俊一 委 員 松浦 健治郎 他 10 名
4 諮問事項	1 屋外広告物の安全対策の充実について 2 三重県屋外広告物条例の規定による禁止路線の追加について（市道横山線、市道横山支線（志摩市）） 3 三重県屋外広告物条例の規定による禁止路線の追加について（県道玉城南勢線（伊勢市、南伊勢町）） 4 三重県屋外広告物条例の規定による禁止路線の変更について（国道 260 号（南伊勢町）） 5 三重県屋外広告物条例の規定による禁止路線の変更について（国道 422 号（伊賀市））
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成 29 年 12 月 25 日
3 委員	会 長 松本 幸正 委 員 村山 顕人 他 19 名
4 諮問事項	1 桑名都市計画道路の変更 2 伊賀都市計画道路の変更 3 伊賀都市計画河川の変更
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成 30 年 2 月 15 日
3 委員	委員長 安食 和宏 委 員 三島 直生 他 4 名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成 29 年度に開催された委員会における再評価及び事後評価の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	